環境社会配慮ガイドライン　運用面の見直し
第 4 回ワーキンググループ結果

2026 年 9 月 25 日
国際協力機構審査部

ステークホルダー協議・社会的弱者からの意見聴取

1. 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成しませんが、WG での議論を踏まえ、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

＜JICA の運用方針＞

A) ステークホルダー協議の実効性及び幅広い参加の確保

- ✓ ステークホルダー協議においては、地域の実情に応じ、SNS 等のデジタル技術、地元 NGO 等を活用した多様な周知・参加手段により幅広い参加を確保する。また、適切な情報提供、自由かつ双方向の意見交換及び意思決定への反映状況を踏まえ、意味ある協議が実施されているかを総合的に評価する。

- ✓ 相手国の法制度に基づき実施されたステークホルダー協議について、十分な事前周知、適切な情報提供、ステークホルダーの特定、双方向の意見交換、参加しやすい協議環境、意見への回答・計画への反映等の観点を含め、JICA ガイドラインが求める意味ある協議及び社会的な弱者への配慮の要件を満たしていることが確認される場合、活用を認める。

- ✓ JICA ガイドラインが求める意味ある協議及び社会的な弱者への配慮の要件を満たしていることが確認され、かつ対面協議が難しい場合には、オンライン等の対面によらない方法による協議も、ステークホルダー協議として活用し得る。

B) 女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保

- ✓ 地域の社会的・文化的背景及びジェンダー規範を踏まえ、女性や社会的弱者の実質的な参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう、配慮する必要がある。また、対象者別のフォーカスグループディスカッション、個別面談、戸別訪問、NGO 主催の小規模会合、オンラインでの意見提出等、それぞれの状況に応じた適切な手法を用い、そのニーズ、懸念及び認識を的確に把握する。その際、コミュニティリーダー、行政、事業者、高カースト層、家族・地域内の関係者等、参加者間の力関係によって発言が妨げられないよう、参加者の属性・組合せ、会場、開催時間、調査員の属性等に配慮する。

- ✓ ステークホルダーの特定及び分析に当たっては、ジェンダー、年齢、所得、民族、障害等の属性を個別に確認するだけでなく、複数の属性が重なることにより生じる情報へのアクセス、参加及び意見表明上の障壁を把握し、対象者の状況に応じた措置を講じることが望ましい。

C) スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期

- ✓ 第 1 回現地ステークホルダー協議は、通常、スコーピングワーキンググループ後に実施する。ただし、スコーピングワーキンググループの役割を確保しつつ、代替案を適切に設定・評価する等、スコーピングに関する議論を充実させる観点から、案件の特性に応じ、現地ステークホルダー協議に必要な情報を提示できる場合には、当該ワーキンググループ前に、JICA ガイドラインが求めるスコーピング段階の第 1 回現地ステークホルダー協議を実施することも許容する。

- ✓ この場合、当該ワーキンググループの助言を踏まえ、調査方針又は代替案の内容に重要な変更が生じる場合には、変更内容を現地ステークホルダーに説明し、必要に応じてスコーピング段階の現地ステークホルダー協議を改めて実施する。

2. 第 4 回ワーキンググループにおける主要な提言
ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- **ステークホルダー協議の実効性及び幅広い参加の確保（運用方針A）**
  - ✓ SNS等のデジタル技術について、開催周知のみならず、協議、意見提出、質疑応答及び個別ヒアリング等に活用することが考えられる。ただし、デジタル技術の活用自体を目的とせず、通信環境、費用、利用能力、言語、心理的負担等の属性別の違いを踏まえ、双方向性と実効性を確保する必要がある。

- **女性や社会的弱者の実質的参加及び意見聴取の確保（運用方針B）**
  - ✓ 女性、障害者、低カースト層、少数民族、非正規居住者等の参加を確保するため、対象者の居住場所、社会的立場、ジェンダー規範、言語、情報へのアクセス等を踏まえ、フォーカスグループディスカッション、個別面談、戸別訪問、NGO主催の小規模会合、オンラインでの意見提出等を組み合わせるべきである。そのために必要なリソースの確保に努める必要がある。

  - ✓ 女性や社会的弱者が安全・安心に参加し、自由に意見を表明できる環境の確保を、「意味ある参加」の前提として位置付ける必要がある。

- **スコーピング段階の現地ステークホルダー協議の実施時期（運用方針C）**
  - ✓ スコーピングワーキンググループ前に第1回現地ステークホルダー協議を実施することは、現地ステークホルダーの意見を代替案、評価項目及び調査TORに反映し、その結果を踏まえてワーキンググループで助言を行う観点から有益であるため、案件の特性や調査工程に応じて柔軟に認めることが望ましい。

  - ✓ スコーピングワーキンググループ前に第1回現地ステークホルダー協議を実施した場合で、スコーピングワーキンググループの助言を踏まえて調査方針又は代替案に重要な変更が生じた場合には、変更内容を現地ステークホルダーに説明し、必要に応じて補足的な協議を実施すべきである。その際、代表者への説明、SNSによる情報提供、部分的なオンライン協議等を活用し、ステークホルダーの理解を確認しつつ、過度な負担とならない方法を案件ごとに検討する必要がある。

以上